

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年11月11日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000323 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000076 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年3月29日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

平成30年3月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年3月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年3月29日

A社から支給された賞与について、請求期間当時、当該賞与に係る届出を行っていなかったため、請求期間の標準賞与額の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているが、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者の請求期間に係る賞与台帳及び受領書並びに請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書により、請求者は、平成30年3月29日に同社から賞与として100万円を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年3月29日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年6月24日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成30年3月29日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2000224号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（国）第2000037号

## 第1 結論

昭和61年4月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和38年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和61年4月から昭和62年3月まで

私は、請求期間当時、A市に居住していたが、職場がB市役所の近くであったので、昭和61年4月にB市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料もB市役所で納付していた。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時A市に居住していたが、職場がB市役所の近くであったため、同市役所で国民年金保険料を納付したと陳述している。

しかしながら、A市は、請求期間当時、同市に居住していた者が他の自治体で保険料を納付することは不可能である旨回答している上、B市は、他の市区町村に住民登録がされている者に対する国民年金の加入手続や、同市の区役所・支所における窓口での保険料納付はできず、他の市区町村が発行した納付書で庁舎内の金融機関で納付することもできない旨回答している。

また、請求者は、これまでに交付された年金手帳は1冊であると陳述しているところ、請求者の国民年金手帳の記号番号は、婚姻後（婚姻日：平成元年4月\*日）の姓で交付されており、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格取得の処理は平成元年6月22日に行われていることから、同年6月頃に加入手続を行ったことが推認できるところ、当該記号番号における加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することはできず、昭和61年4月にB市において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。